

# 近隣自治体における大規模校に対する方策

## 1. 枚方市

### ①経過

- ・平成21年6月 枚方市教育委員会が「平成21年度 枚方市学校規模等適正化実施プラン」を作成

### ②方策（上記、適正化実施プランより抜粋）

- (1) 過密校の解消を図るため、普通教室を増築する。

## 2. 東大阪市

### ①経過

- ・平成20年11月 東大阪市教育委員会が「東大阪市学校規模適正化基本方針」を作成

### ②方策（上記、適正化基本方針より抜粋）

- (1) 通学区域の一部を隣接通学区域への変更又は調整区域の設定を行う。
- (2) 今後、児童数が緩やかに減少すると想定される学校については、通学区域の分離は行わない。
- (3) 大規模マンションが建設された影響で、児童数の増加が一次的に続くが、一定期間であり、今後、大規模開発がなければ、児童数は減少に向かうものと想定される学校については、施設設備で対応する。
- (4) 平成21年度から大規模校となるものの、地域の少子化と新規開発による児童数が予測しがたい状況にある学校については、今後も児童数の推移を注視し、必要な場合には通学区域の変更等の検討を行う。
- (5) 全国でも有数の過大規模校である学校については、新設校を設置必要がある。しかし、新設校の建設までには相当の期間が必要となるため、先に一部通学区域を変更し、児童数の調整を行う。